

(法第 10 条関係「設立認証申請」(設立当初の事業年度の活動予算書))

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から 令和 5 年 5 月 3 1 日まで

特定非営利活動法人青少年未来プロジェクト

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	90,000		
賛助会員受取会費	0		
		90,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
		0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
		0	
4. 事業収益			
無料塾事業収益		0	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計			90,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	70,000		
旅費交通費	10,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	5,000		
事業費計		85,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		

給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	3,000		
管理費計		3,000	
経常費用計			88,000
当期経常増減額			2,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			2,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			2,000

注 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましい。表事例は以下のとおり。

(一般正味財産増減の部)		使途等の制約が解除されたことによる指定正味財産から一般正味財産への振替額
I 経常収益		
1. 受取寄附金		
受取寄附金振替額	×××	
.....		
II 経常費用		
2. 事業費		
援助用消耗品費	×××	
.....		
(指定正味財産増減の部)		
受取寄附金	〇〇〇	
.....		
一般正味財産への振替額	△×××	「受取寄附金振替額」と同額をマイナス計上

(法第 10 条関係「設立認証申請」(翌事業年度の事業計画書))
 (法第 25 条第 3 項及び第 4 項、法第 26 条関係「定款変更認証申請」)
 (法第 34 条第 3 項及び第 4 項関係「合併認証申請」)

令和 5 年度 活動予算書

令和 5 年 6 月 1 日から 令和 6 年 5 月 31 日まで

特定非営利活動法人青少年未来プロジェクト

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	135,000	
賛助会員受取会費	35,000	
		170,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	30,000	
		30,000
4. 事業収益		
無料塾 事業収益		0
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
		200,000
経常収益計		200,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	88,000	
旅費交通費	0	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	0	
事業費計		88,000
2. 管理費		
(1) 人件費		

役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	0		
管理費計		50,000	
経常費用計			138,000
当期経常増減額			62,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			62,000
前期正味財産額			2,000
次期繰越正味財産額			64,000

注 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましい。表事例は以下のとおり。

(一般正味財産増減の部)		
I 経常収益		
1. 受取寄附金		
受取寄附金振替額	×××	使途等の制約が解除されたことによる指定正味財産から一般正味財産への振替額
.....		
II 経常費用		
2. 事業費		
援助用消耗品費	×××	
.....		
(指定正味財産増減の部)		
受取寄附金	○○○	「受取寄附金振替額」と同額をマイナス計上
.....		
一般正味財産への振替額	△×××	